

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年4月 20 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500812号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600010号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日及び平成19年7月15日は39万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は40万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日は40万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年7月  
③ 平成19年12月  
④ 平成20年7月  
⑤ 平成20年12月  
⑥ 平成21年7月  
⑦ 平成21年12月  
⑧ 平成22年7月  
⑨ 平成22年12月  
⑩ 平成23年7月  
⑪ 平成23年12月

A社及びB社に勤務していた元同僚の賞与記録が訂正されたことにより、自身の賞与記録について確認のお知らせ(文書)が届いた。

年金記録を確認したところ、A社及びB社から支給を受けた賞与のうち、請求期間①から⑨までの各期間の賞与に係る記録が無く、請求期間⑩及び⑪の各期間の賞与に係る記録は、

年金額に反映しない記録となっていることが分かった。

所持している賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑩までの各期間に支給を受けた賞与について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間①は平成18年12月15日、請求期間②は平成19年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成20年7月15日である。」旨回答している。

以上のことから、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日及び平成19年7月15日は39万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤から⑩までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤から⑩までの各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑤は平成20年12月15日、請求期間⑥は平成21年7月15日、請求期間⑦は同年12月15日、請求期間⑧は平成22年7月15日、請求期間⑨は同年12月15日、請求期間⑩は平成23年7月15日、請求期間⑪は同年12月15日である。」旨回答している。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間⑤から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求期間⑤から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑤から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤から⑨までの各期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していないことを認めており、また、請求期間⑩及び⑪については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、同届を年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500827号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600011号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成20年8月までは34万円を41万円、同年9月から同年11月までは36万円を41万円とする。

平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成24年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月から平成21年8月までは36万円を41万円、同年9月から平成22年8月までは34万円を41万円、同年9月から平成24年5月までは36万円を41万円とする。

平成20年12月1日から平成24年6月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月1日から平成24年6月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日は62万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日は62万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ① 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 12 月 1 日まで  
② 平成 20 年 12 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日まで  
③ 平成 18 年 12 月  
④ 平成 19 年 7 月  
⑤ 平成 19 年 12 月  
⑥ 平成 20 年 7 月  
⑦ 平成 20 年 12 月  
⑧ 平成 21 年 7 月  
⑨ 平成 21 年 12 月  
⑩ 平成 22 年 7 月  
⑪ 平成 22 年 12 月  
⑫ 平成 23 年 7 月  
⑬ 平成 23 年 12 月

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ（文書）が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑬までの各期間に当該両社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映していないことが分かった。当該両社では、夏期と冬期の年2回の一時金としての賞与のほかに、毎月、仮払金としての賞与が給与とともに支給されていた。

所持している賞与明細書及び給与明細書を提出するので、請求期間①から⑬までの各期間に支給された一時金及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された給与明細書及び賞与明細書、A社及びB社から提出された賃金台帳並びに金融機関から提出された取引明細表により、当該期間の各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構C事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び賞与明細書並びにA社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月から平成20年11月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月から平成24年5月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑬までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成20年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦から⑬までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑬までの各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑦は平成20年12月15日、請求期間⑧は平成21年7月15日、請求期間⑨は同年12月15日、請求期間⑩は平成22年7月15日、請求期間⑪は同年12月15日、請求期間⑫は平成23年7月15日、請求期間⑬は同年12月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間⑦から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、前述の

賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 12 月 15 日、平成 21 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 22 年 7 月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日は 62 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していないことを認めており、また、請求期間⑫及び⑬については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同届を年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の請求期間⑦から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500920号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600012号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月16日、喪失年月日を昭和48年7月16日に訂正し、昭和47年3月から昭和48年6月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和47年3月16日から昭和48年7月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年3月16日から昭和48年7月16日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、A社から受領した厚生年金保険被保険者証を所持しており、同社の後継会社であるB社に問い合わせたところ、請求期間においてA社に在籍し、厚生年金保険の被保険者となっていたとの回答を受けたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事稟議書、退職稟議書及び社員名簿から、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、請求者は、A社から受領したとする厚生年金保険被保険者証を所持しており、当該厚生年金保険被保険者証には、「被保険者台帳の記号番号」(以下「記号番号」という。)及び「初めて資格を取得した年月日」のほかに、請求者の旧氏名及び生年月日が記載されているところ、当該記載内容は、当該記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)に記載されている内容とそれぞれ一致している。

さらに、B社から提出された社員名簿の記載内容は、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)に記載されている資格取得日(昭和47年3月16日)、資格喪失日(昭和48年7月16日)及び標準報酬月額(3万6,000円)とそれぞれ符合しており、当該資格取得日は、請求者が所持する厚生年金保険被保険者証及び前述の払出簿に記載されている資格取得日と一致しているところ、同社は、「請求期間当時の届書等は保管していないが、請求期間当時、A社は、請求内容どおりの届出を行ったと思われる。請求者に係る厚生年金保険料を納付していないとは考え難い。」旨回答している。

一方、日本年金機構C事務センターは、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票は所在不明である旨回答しているが、前述の払出簿には、請求者に係る記号番号の払出日に、当該記号番号とともにA社の被保険者66人に対し新たに記号番号が払い出されているところ、このうち8人(請求者を含む。)について、資格取得取消等の事跡が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者原票が見当たらないことから、同社に係る社会保険事務所(当時)における記録管

理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 47 年 3 月 16 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和 48 年 7 月 16 日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500899号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600007号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年9月1日から平成17年10月1日まで

A社において正社員の現場監督として勤務した期間のうち、平成15年9月1日から平成17年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の取締役及び複数の元同僚の陳述、請求者の未払賃金の立替払請求書に係る破産管財人の証明書等から判断すると、勤務開始日は特定できないものの、請求者がおおむね請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の後継会社であるB社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に破産しており、請求期間当時のA社の代表取締役は、「私はA社において、代表取締役として名前を貸していただけで、同社のことは何も分からない。」旨陳述しているところ、前述の取締役は、請求期間において、自身が同社の社会保険事務及び給与計算事務に関する権限を有していたとした上で、「当時の資料は無いが、請求者の平成15年9月1日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した。」旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、請求期間の終期に当たる平成17年10月1日であり、当該取得年月日が訂正された事跡は無い上、同社に係る健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、請求者の同社における平成15年9月1日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されたことがうかがえる事情は見当たらない。

また、請求期間の始期である平成15年9月1日は、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日であるところ、同社の社会保険事務担当者として当該新規適用の手続を行ったとする元従業員は、「厚生年金保険の新規適用の手続時に、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、平成17年当時にA社において社会保険事務を担当していたとする別の元従業員は、「厚生年金保険と雇用保険の加入手続は同時に行っていた。」旨陳述しているところ、請求者の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の平成17年10月1日である。

これらのことから判断すると、A社は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格に係る届出について、請求期間に係る届出を行わず、平成17年10月1日を取得日とする届出を行ったものと考えられる。

一方、請求者は、「請求期間において、正社員の現場監督としてA社に勤務し、請求期間の

厚生年金保険料を給与から控除されていた。」として、「A社12月分給与17年11月21日～12月20日」と記載された、請求期間直後の期間に係る26人分（請求者を含む。）のA社における給与の台帳であることがうかがえる書面（以下「給与台帳」という。）を提出しているところ、前述の取締役は、「請求期間当時、A社において、現場監督業務に従事する者には正社員と契約社員がおり、そのうち正社員は、勤務開始時から厚生年金保険に加入させ、同保険料を控除し、一方、契約社員は、原則として厚生年金保険に加入させず、希望があれば同保険に加入させ、加入時から同保険料を控除していた。また、現場監督業務に従事する契約社員が正社員になることはなかった。当時の資料は無いが、請求者については、現場監督として正社員待遇で招いたことを記憶しており、請求期間において正社員であったことから、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」旨陳述している。

また、オンライン記録においてA社における厚生年金保険被保険者記録が有り所在が確認できた者（前述の取締役を除く。）及びこのほかに請求者が元同僚とする者の計21人に照会したところ、回答があった14人のうち5人は、「請求者は正社員の現場監督であった。」旨回答している。

しかしながら、前述の取締役及び請求者が、正社員の現場監督であったと記憶する元従業員の一人は、「私は、A社において、勤務開始時には厚生年金保険に加入しておらず、後に同保険に加入し、その時から同保険料を控除されるようになった。厚生年金保険には希望して加入したわけではない。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、同人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同人が記憶する自身の同社における勤務開始日から約1年後の日と記録されている。

また、請求者が、正社員の現場監督であったと記憶する別の元従業員二人は、前述の給与台帳において、氏名及び給与支給額の記載は有るが厚生年金保険料控除に係る記載は無く、オンライン記録においても、当該元従業員二人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、請求者が、現場監督であったと記憶する別の元従業員一人は、「私は、A社において、勤務開始時には厚生年金保険に加入しておらず、後に同保険に加入し、その時から同保険料を控除されるようになった。厚生年金保険には希望して加入したわけではない。」旨陳述しているところ、同人は、前述の平成17年11月21日から同年12月20日までの期間に係る給与台帳において、氏名及び給与支給額の記載は有るが厚生年金保険料控除に係る記載は無く、オンライン記録においても、平成17年11月及び同年12月のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は無いが、その後、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

以上のとおり、前述の取締役及び請求者が、正社員の現場監督であったと記憶する元従業員であっても、必ずしも厚生年金保険に加入し給与から厚生年金保険料を控除されていたわけではなかったことがうかがえる。

また、前述の取締役及び請求期間当時にA社において給与計算事務を担当していたとする複数の元従業員は、「A社では、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨回答しているところ、前述の平成17年11月21日から同年12月20日までの期間に係る給与台帳を見ると、氏名が記載されている26人（請求者を含む。）のうち、オンライン記録において平成17年11月及び同年12月に厚生年金保険被保険者記録が無い12人全員について、当該給与台帳において厚生年金保険料控除に係る記載は無く、A社が給与から厚生年金保険料を控除していた状況はうかがえない。

したがって、前述の給与台帳において、請求者の給与から厚生年金保険料を控除した旨の記載は有るものの、当該給与台帳に記載された期間は、請求者がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した後の期間であり、前述のとおり、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出について、請求期間に係る届出を行っておらず、平成17年10月1日を取得日とする届出を行ったものと考えられることから、当該給与台帳の記載内容をもって、同社が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたと認めることはできない。

さらに、A社の給与計算事務を担当していたとする複数の元従業員に照会したが、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたとする陳述は得られなかった。

加えて、健康保険及び国民健康保険の記録によると、請求者は、請求期間について、政府管掌健康保険の任意継続被保険者又は国民健康保険の被保険者として、当該保険に係る保険料を納付しており、25か月にもわたる請求期間において、A社から健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除されいながら健康保険料又は国民健康保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500917号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600008号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年3月30日から昭和39年4月1日まで

訂正請求記録の対象者の年金記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和39年4月1日となっているが、訂正請求記録の対象者がB社で勤務していたときにA事業所の事業主から誘いを受けて事業所を移ったこと、及び昭和36年にはA事業所に勤務していたことを記憶している。

また、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は12か月であるが、同事業所の関係者等からは、「訂正請求記録の対象者がA事業所に長期間勤務していたことを記憶している。」旨聞いているので、調査の上、訂正請求記録の対象者の同事業所における厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A事業所(後に、C社)が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和37年10月1日から昭和38年1月19日までの期間及び昭和38年7月1日から平成2年5月20日までの期間であり、同事業所は、請求期間のうち、昭和36年3月30日から昭和37年9月末日までの期間及び昭和38年1月20日から同年6月末日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成3年5月31日に解散している上、オンライン記録によると、同社の元代表取締役は既に死亡しており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係るA事業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

さらに、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、同事業所が最初に厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年10月1日から請求期間直後の昭和39年6月末日までに被保険者資格を取得し、所在が確認できた元従業員11人に照会したところ、回答のあった6人のうち、請求期間の終期以前に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している5人は、訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、請求期間後に被保険者資格を取得した1人は、「訂正請求記録の対象者を知っているが、私は訂正請求記録の対象者より後にA事業所に入社したので、訂正請求記録の対象者の入社時期は分からない。」旨陳述しており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る同事業所における勤務状況について確認することができない。

加えて、請求者がA事業所の関係者であるとして名前を挙げた二人は、いずれも訂正請求記録の対象者を記憶しているものの、訂正請求記録の対象者が請求期間において同事業所に勤務していたか否かは分からないとしている。

また、訂正請求記録の対象者のA事業所における雇用保険の被保険者記録は、訂正請求記録の対象者の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500905号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600009号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年6月まで

中学校卒業後にA社の事業主の家に住み込みをしながら同社に勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「請求期間当時、A社の事業主の家に住み込みをしながら勤務していた。時々家の手伝いもしていた。」旨陳述しているところ、A社の請求期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社の現在の事業主は、「当社において、請求期間当時の資料が無く、請求者が当社に勤務していたか否かは不明である。また、請求期間当時、当社の事業主であった私の父が、Bちゃんと呼んでいた家政婦が居た記憶はあるが、当該家政婦が居た期間や当該家政婦を当社の従業員とする取扱いだったか否かについては分からない。」旨回答している。

また、請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者記録があり所在が判明した元従業員に照会し、複数の者から回答が得られたところ、このうちの一人が「うっすらとした記憶であるが、請求者の旧姓を聞いたことがある。」旨を、請求者が唯一名前を挙げた、請求者に同社を紹介したとされる者が「請求者が居たことは居たとは言える。」旨をそれぞれ陳述しているものの、これら以上の陳述は無い上、当該二人以外には請求者を記憶している者はいない。

したがって、請求者が、請求期間に同社において、厚生年金保険の被保険者記録がある同僚と同様の勤務形態であったか否かについて確認することができず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間及びその前後の期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。